



「宮崎県障がい者就労継続支援施設工賃向上 実現事業補助金」のご案内

就労継続支援B型事業所に対して、設備導入による生産コストのカットや、機械化等による生産効率の上昇といった工賃向上に資する生産設備等の導入経費に対して補助を行います。

1 補助金の内容

工賃向上に資する生産設備等の導入にかかる経費に対し、**補助率10分の10（100%）**の額を交付します。
補助金上限額は、各B型事業所の利用定員数によって異なります。

利用定員
10人～19人

上限額：50万円

利用定員
20人～29人

上限額：100万円

利用定員
30人以上

上限額：150万円

- 利用定員に関わらず、補助率は10分の10（100%）となります。
- 5万円以上の生産設備が対象となります。
- 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額は含まれません。
- 複数の事業所を運営する事業者は、事業所ごとに申請が可能です。

2 補助金の対象となる導入生産設備

工賃向上に資する生産設備の導入に要した経費が補助金の対象となります。

	対象となる導入設備例	対象外の導入設備例
印刷製本業関連	各種印刷用機、製本用機械	インク、トナー、印刷用紙
食料品製造業関連	各種食品製造用機械、食品乾燥機、食品冷凍機、真空包装機	原材料等
工芸用品等製造業関連	工芸用品等を製造するために必要な機械・道具	原材料等
農業関連	ビニールハウス新設費、コンバイン、トラクター、自動袋詰め機、散水設備、草刈り機	農地、ビニールハウス修繕、肥料
工業関連	各種製品製造用機械、フォークリフト	原材料等
クリーニング業関連	洗濯機、乾燥機	洗剤等
清掃業関連	業務用クリーナー等	洗剤等
情報通信業関連	PC、タブレット、購入型ソフトライセンス	リース型ソフトライセンス、通信料
飲食サービス業関連	調理台、冷凍冷蔵庫、製氷機、フライヤー、シンク、ガステーブル、食器棚、洗浄機	食器、食料品
その他	キッチンカー	配達用車両、送迎用車両

- 上記はあくまで一例となります。詳細は「宮崎県障がい者就労支援施設工賃向上実現事業補助金募集要領」をご確認ください。
- 申請時に、導入する生産設備の活用方法や、工賃向上に資する理由を記載いただき、内容を審査いたします。記載内容によっては補助対象外として判断される可能性があります。
- 生産設備等の更新により、工賃向上に資することが想定される場合には、生産設備の更新を認めることとし、単なる生産設備の老朽化に伴う生産設備の更新は補助対象とはなりません。
- **令和7年1月31日までに生産設備の導入及び支払いを完了させる必要があります。**

3 補助金の申請手続きについて

事業所ごとに補助金の申請を行えます。

(1) 申請手続きの対象となる主な要件

- ① 令和6年4月1日以前に、宮崎県知事又は宮崎市長から就労継続支援B型事業所の指定を受けて、申請時点においても事業所を運営していること。
- ② 事業所工賃向上計画（令和6年度～令和8年度）を作成し、県に提出していること。
- ③ 生産設備を導入することにより、工賃が向上することが見込まれること。
- ④ 補助事業完了後に県が実施する効果検証等に協力し、本補助金の活用事例の公表に対応できること。

※詳細は宮崎県障がい者就労継続支援施設工賃向上実現事業補助金募集要領をご覧ください。

(2) 申請の方法

- 補助金を申請する場合、事業者は、事業所ごとに申請が可能です。

【申請書類】

- ・事業計画書
- ・見積書等の補助対象経費の内訳がわかるものの写し
※複数の業者から見積書を徴収し、原則として最低価格を提示した業者を選定してください。
- ・収支予算書
- ・誓約書
- ・個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書
- ・納税証明書の写し ※3か月以内に取得したもの

【申請方法】

電子申請システムより申請

<https://shinsei.pref.miyazaki.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=EgVB96mz>

※申請書類の提出時におけるファイル形式については、宮崎県障がい者就労継続支援施設工賃向上実現事業補助金募集要領をご覧ください。

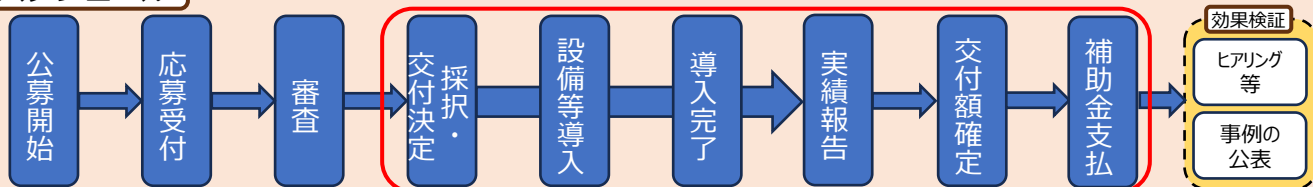
【申請期間】

令和6年9月2日（月）～令和6年10月31日（木）まで

4 申請後の流れ

申請があった後、申請内容について審査を行い、交付決定を行います。交付決定後に設備等の導入を行っていただきます。導入完了後、一定の操業期間を経て実績報告を行っていただくことで交付額を確定し、補助金を交付することになります。

スケジュール



- 交付決定前に導入した生産設備等の経費については対象外となります。 ※申請者の計画ごとに期間は変動します。
- **遅くとも令和7年1月31日までは生産設備の導入及び支払いを完了させる必要があります。**
- 事業完了後（設備導入完了後）に、設備投資の効果検証及び事例の公表等を行います。
※詳細は宮崎県障がい者就労継続支援施設工賃向上等実現事業補助金募集要領をご覧ください。

《補助金の詳細については下記までお問い合わせください》

宮崎県福祉保健部障がい福祉課

〒880-8501 宮崎県宮崎市橋通東2-10-1（防災庁舎1階）

TEL.0985-26-7068 FAX.0985-26-7340

E-mail : shogaifukushi@pref.miyazaki.lg.jp